

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（サブドレン他水処理施設既設ピット（No. 49）の復旧）に係る面談
2. 日時：令和2年3月30日（月）14時05分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、山中係員  
検査グループ 専門検査部門  
山元首席原子力専門検査官  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクト計画部 担当2名

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（サブドレン他水処理施設既設ピット（No. 49）の復旧）に係る補正申請について、資料に基づき以下の説明があった。
  - 補正申請概要
    - ✓ 実施計画第Ⅱ章 2.35「サブドレン他水処理施設」に定めている地下水ドレン集水設備について、移送配管への電動弁及び流量計の設置に伴い、配管概略図の変更を行う
  - 工事の目的
    - ✓ 地下水ドレン集水設備でくみ上げた地下水移送の流量調整作業時の運転員の現場作業低減及び設備信頼性向上を目的とする
  - 工事仕様
    - ✓ 機器の設置箇所のポリエチレン管からの水抜き方法
    - ✓ 機器の設置手順
    - ✓ 機器設置後の確認事項
    - ✓ 工事に伴い発生する廃棄物の保管量・線量・保管場所
  - 作業員の被ばく管理
    - ✓ 作業エリアを一時的にYゾーンに設定し、全面マスクを着用する
    - ✓ 撤去機器は開口部養生後に作業エリアと隔離した位置に仮置きし、汚染拡大防止に努める
    - ✓ 作業場所に関係者以外が近づかないように注意喚起を実施する
  - 実施計画変更箇所
  - 工事計画工程表
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、
  - 設置する電動弁及び流量計の必要性及び運用方法について具体的に説明すること
  - 移送配管の内包水の放射性物質濃度及びそれを踏まえた被ばく低減対策について説明すること
  - 工事期間における地下水ドレンからのくみ上げの停止の影響について説明すること等を求めた。

## 6. その他

資料：

- 地下水ドレン移送配管電動弁他設置に伴う実施計画の変更認可申請の補足説明資料